

平成20年度の地震調査研究関係予算要求に反映すべき事項について

平成19年6月22日
地震調査研究推進本部
政策委員会予算小委員会

予算小委員会は、平成20年度における関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を効果的に実施するため、5月24日開催の第43回会合において、関係省庁を対象に、地震調査研究の現状及び平成20年度以降における基本構想についてヒアリングを行うとともに、特に重要と考えられる項目について、議論を行った。

地震調査研究推進本部は、地震による被害の軽減に資するという基本的目標の下に地震調査研究に関する施策を策定しており、その施策は安全・安心な社会構築に直接的、間接的に結びつくものである。科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）においては、地震等の自然災害に対する科学技術の活用により、安全・安心で質の高い生活の出来る国を実現することが今後の科学技術政策の重要な理念の一つとして位置づけられている。また、長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日閣議決定）においても、2025年の日本の姿として、安全・安心な社会が掲げられ、早急に推進すべき「社会還元加速プロジェクト」の一つとして、きめ細かい災害情報を国民一人ひとりに届けるとともに災害対応に役立つ情報通信システムの構築が挙げられている。

関係機関（関係行政機関、国立大学法人及び関係する独立行政法人をいう。以下同じ。）は、このような点を改めて認識しつつ、平成11年4月に策定された「地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（以下「総合基本施策」という。）に基づく諸施策、特に総合基本施策第3章「当面推進すべき地震調査研究」として示された事項を重点的に推進すべきである。

総合基本施策のうち、「当面推進すべき地震調査研究」の一番目に掲げられている地震動予測地図の作成に関しては、主要98断層帯で発生する地震や海溝型地震を対象とする長期評価等を踏まえ、平成17年3月に「全国を概観した地震動予測地図」を作成し、一般に公開した。関係機関は、同地図の信頼性を一層高めるとともに、同地図が地震防災についての意識啓発や具体的な取組に結びつくよう、その高度化と普及に努力すべきである。

また、「地震に関する基盤的調査観測計画」（平成9年8月、地震調査研究推進本部）（以下「基盤計画」という。）については、地震調査研究の基盤をなすものであり、同計画に基づく基盤的調査観測は、時間的、空間的にできるだけ広い範囲を偏り無く行うことが求められる。一方で、現在、多くの観測機器が更新時期を迎えつつあり、また、その維持管理の主な担い手は、自主性、自律性がより求められる独立行政法人や国立大学法人となるなど、基盤計画をめぐる状況は大きく変化している。

関係機関は、基盤計画の重要性を踏まえ、既に設置された観測機器の維持及び更新に必要な予算の確保に努めるべきである。

さらに、基盤計画に加え、「今後の重点的調査観測について（一活断層で発生する地震及び海溝型地震を対象とした重点的調査観測、活断層の今後の基盤的調査観測の進め方）」（平成17年8月、地震調査研究推進本部）において、活断層で発生する地震及び海溝型地震を対象とした重点的な調査観測の進め方やその対象候補を示すとともに、基盤的調査観測の一環としての活断層を対象とした追加調査及び補完調査の進め方等も提示した。関係機関は、これらの計画に基づき、調査観測を着実に推進すべきである。

上に示した基盤的調査観測等によって得られたデータ等については、その結果の流通・公開を進めていくことが重要である。このため、「地震に関する基盤的調査観測等の結果の流通・公開について」（平成14年8月、調査観測計画部会調査観測結果流通WG）や「機動的地震観測のデータ公開に関する方針」（平成19年2月、調査観測計画部会）に示された今後の推進方策に基づき、今後と

も結果の流通・公開を着実に推進すべきである。

関係機関は、相互に連携・協力し、これまで我が国が行ってきた地震・津波に関する調査観測及び研究の成果を活かし、途上国等に対する国際貢献を進めるとともに、地震調査研究の発展に向けて、海外の関係機関との協力を引き続き推進すべきである。

国立大学法人が行う調査観測・研究は、それぞれの法人の目標・理念や経営戦略に則って実施されているが、国立大学法人は我が国における地震調査研究及び地震防災対策の推進において、極めて重要な役割を担っている。このため、国において、地震調査研究等を行う国立大学法人に対して必要な予算措置が講じられるよう、十分な配慮がなされるべきである。特に、国立大学法人の保有する観測機器は、老朽化が著しく、それらを適切に更新及び維持管理していくための予算措置に対しては、一層の配慮がなされるべきである。また、各国立大学法人の内部においても、その位置づけの重要性に鑑みて、地震調査研究及び地震防災対策の推進に係る予算の確保に努めることを期待する。

以上の状況を踏まえ、平成20年度の地震調査研究関係予算要求において反映すべき事項は、以下のとおりである。

1. 地震に関する調査観測の推進
 - (1) 基盤的調査観測の推進(設置してある観測機器の維持・更新を含む)
 - (2) 重点的な調査観測の推進
2. 地震の発生可能性の長期評価、強震動予測等を統合した「全国を概観した地震動予測地図」の高度化及びその活用法と普及の充実
3. 地震に関する調査観測・研究データの流通・公開の推進
4. 緊急地震速報の着実な運用と高度化及び利活用に関する取組の推進
5. 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域及びその周辺並びに東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域及びその周辺並びに日本海溝・

千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及びその周辺における観測等の充実

特に、東南海・南海地震に関しては、東海地震を含め、連動性も考慮した調査観測・研究の推進

6. 地震予知のための観測研究の推進

7. 地震調査観測及び研究における国際協力の戦略的推進

8. 地震調査研究の成果の活用にあたって必要とされる国民の理解のための広報の実施、特に教育の場での取り組み等

なお、8月に行う予算小委員会での予算等の事務の調整においては、総合基本施策との整合性に留意しつつ、特に以下の点に重点を置き、ヒアリングを行うこととする。

- ①基盤的調査観測及び重点的調査観測に関する取組（基盤計画に基づき設置された観測機器の維持・更新に関する取組を含む）
- ②地震防災に活かされる又は近い将来活かされると考えられる地震調査研究の成果
- ③「全国を概観した地震動予測地図」の高度化及びその活用法と普及の充実に関する取組

関係機関においては、平成20年度の地震調査研究関係予算要求にあたり、これらの事項を十分に反映されたい。

地震調査研究推進本部政策委員会予算小委員会

(主 査)

高 木 韌 生 国立大学法人東京工業大学統合研究院特任教授
／日本科学技術ジャーナリスト会議理事

(委 員)

入 倉 孝次郎 愛知工業大学客員教授
土 岐 憲 三 立命館大学理工学部教授
長谷川 昭 国立大学法人東北大学大学院理学研究科教授
山 崎 晴 雄 首都大学東京都市環境学部教授
吉 井 博 明 東京経済大学コミュニケーション学部教授